平成２６年（フ）第１４５号
兵庫県宝塚市平井５丁目２番１―102号、前住所兵庫県宝塚市中山台２丁目22番６号
債務者　紀村　和男
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
広島県福山市西町１丁目７番15号　朝日プラザステーションコア福山西町704号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市平井５丁目２番１―102号
債務者　フーチ＆ターナこと　紀村　益美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
北海道小樽市新光５丁目21番12号　エスポワール新光101号室、前住所北海道小樽市最上２丁目18番20号
債務者　木下　有里
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７１号
北海道苫小牧市光洋町２丁目７番６号　ベルコモンズ光洋202
債務者　高橋　　努
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４１０号
千葉市緑区あすみが丘３丁目37番地26　スカイハイツ105号
債務者　中村　静子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５７号
千葉県市川市須和田２丁目５番９号
債務者　染谷　英夫
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
金沢市北町乙61番地４　南部ビル302号、従前の住所金沢市松村１丁目87番地、従前々の住所石川県野々市市御経塚４丁目97番地１
債務者　小野寺秀樹
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０４号
金沢市粟崎町２丁目76番地　コーポ青山202号
債務者　永松由美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１２号
石川県野々市市御経塚５丁目44番地　県営17―８
債務者　山崎小菊合
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
長野県飯田市上郷黒田16番地６　野口コーポ201号
債務者　野口　　明
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１７３号
岐阜市中洲町12番地　中洲サン・アルティア206号室
債務者　藤田　英俊
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２３３号
岐阜市中533番地５
債務者　内田　雄司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
岐阜市中533番地５
債務者　内田　桂子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
岐阜県羽島市上中町長間602番地
債務者　馬場　昌代
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
三重県名張市美旗中村2339番地３　グランクオーレＣ棟101号、前住所横浜市泉区上飯田町3811番地８　ファミールハイムⅡ103号
債務者　村山　景子（旧姓海保）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４８８号
広島市西区草津南２丁目８番21―201号
債務者　櫻下　宣子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１９号
広島市佐伯区隅の浜１丁目10番16―４号
債務者　井村由美子（旧姓団こと　團）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
広島地方裁判所民事第４部